


調査・研修等計画届出書

令和 元年 11月 17日

瀬戸市議会議長 様

議員名 臼井 淳 

政務活動 として、下記のとおり調査・研修等を実施いたします。

記


期 日	令和 元年 11月 26日から 11月 26日まで (泊1日)	
調査先・研修名	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災施設助成課	
会場名(会場所在地)	東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	本山中学校跡地活用に関する校舎・体育館等、建物を無償譲渡することについて、文部科学省が示している「補助金の交付を受けて整備した建物等を無償で譲渡した場合、本市において、補助金返還が不要となり、建物の解体費用や維持管理に係る費用削減につながる旨の報告を受けているが、改めて、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きについて正確な処分がどうなるのか調査が必要と考え、文部科学省所管課を訪ねる。	
議長名の依頼	要・不要	依頼先(名称)
		なし
同行者名	なし	

※行程表を添付してください。

調査・研修等報告書

令和 元 年 12 月 17 日

瀬戸市議会議長 様

議員名 白井 淳  印

政務活動として、下記のとおり調査・研修等を実施したので報告します。

記

期 日	令和 元年 11 月 26 日から 11 月 26 日まで (泊 1 日)
調査先・研修名	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災施設助成課
会場名 (会場所在地)	東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 2 号
調査・研修の目的 (今回の調査・研修に係る瀬戸市・自己の現状と課題を踏まえて)	本山中学校跡地活用に関する校舎・体育館等、建物を無償譲渡することについて、文部科学省が示している「補助金の交付を受けて整備した建物等を無償で譲渡した場合、本市において、補助金返還が不要となり、建物の解体費用や維持管理に係る費用削減につながる旨の報告を受けており、改めて、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きについて、正確な処分決定の調査が必要と考え、文部科学省所管事務官を訪ねる。
調査先の事業の現状・課題 / 研修で学んだこと・キーワード等	
<p>瀬戸市本山中学校跡地活用に関する建物処分の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none">・本件事案調査については、小中一貫校「にじの丘学園」開校に伴い、令和 2 年 4 月 1 日に本山中学校は閉校となるが、跡地活用事業者は無償譲渡することで、本市による建物の解体費用や維持管理費用、補助金の返還が不要と説明があったためである。 <p>本市の見解としては、平成 27 年 7 月 1 日付け 27 文科施第 158 号「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について、(通知)」国庫補助事業完了後 10 年未満の 4 (1) ③耐震補強事業、大規模改造事業・4 (1) ④大規模改造事業・防災機能強化事業に該当するとしている。</p>	

調査先（主な質疑・応答内容） / 研修（受講後の感想）

公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きを行う場合には、文部科学省大臣の「承認」が必要になるため、今回の本山中学校閉校後の財産処分がどのようになるのか調査する。

- 平成 31 年 3 月文部科学省大臣官房 文教施設企画・防災部施設助成課
財産処分手続きハンドブック
～財産処分手続きの概要と事務手続き上の留意事項～

<概要図>

- ① 無償 → 転用・貸与・譲渡・取壊し → 国庫補助事業完了後 10 年以上経過した案件は、大臣への報告 → 国庫納付金は無しとなる。
- ② 無償 → 転用・貸与・譲渡・取壊し → 国庫補助事業完了後 10 年未満 → 大規模改造事業・防災機能強化事業・耐震補強事業・大規模改造事業 → 大臣承認申請と許可 → 国庫納付金は無い
- ③ 無償 → 転用・貸与・譲渡・取壊し → 国庫補助事業完了後 10 年未満 → 上記以外での転用・貸付・譲渡など → 大臣承認申請と許可 → 条件等によっては国庫納付金が発生する場合も考えられる。

以上、本市は上記②の処分手続きとする考えでいるが、文科省所管担当官からは処分について明確な答えを得ることが出来なかった。

調査・研修の成果・考察

(瀬戸市への反映・自己の能力開発への寄与等)

- 本山中学校（建物・グラウンド等）における過去 10 年間の国庫補助事業では、平成 23 年度～平成 26 年度において 5 件の学校施設環境改善交付金約 4100 万円を受けた経緯があることが分かった。

ポイント・・・確かに文科省の概要図では、本山中学校建物の処分手続きは、上記②の流れに該当するように思われるが、最終的な処分手続きが実際に行われないと明確にお答えすることは難しい旨の回答であった。しかし、跡地活用を実施することは、つまり本山中学校の土地は引続き愛陶工から転貸を行い、活用事業者から一定程度の貸付を行うことは事実であるため、処分について国庫補助事業費の国庫納付金が発生する可能性があることが考えられ、今後、議会として注視する必要がある。

以上